

71 農業農村整備事業（公共）

【224, 081(212, 939) 百万円】

対策のポイント

農業生産力の強化に向け、基幹的水利施設の戦略的な保全管理や食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進などについて支援を行います。

<背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設の老朽化が急速に進行しており、耐用年数を超過した施設は年々増加し、突発事故の件数も増加しています。
- ・総資産額7.6兆円の国営造成施設のうち、老朽化のため早期に改修が必要となる施設は、今後10年で約4分の1の2兆円に達する見込みです。
- ・食料自給率の向上には、麦・大豆の生産に不可欠な排水改良された水田の確保が必要ですが、区画整備済みの水田においても、その約3分の1は排水が良好でない状況にあります。
- ・豪雨、地震、地すべり等自然災害が増大する中、安全で安心な農村生活を実現するためには、災害に強い農村づくりが必要です。
- ・このような状況を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」で基幹的水利施設の戦略的な保全管理や食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備等を位置付け、戸別所得補償制度の下支えとして、これらを推進することとしています。

政策目標

- 適時適切な補修や更新等を通じて、基幹的水利施設が有する約170万haの水田（全国の水田の約7割）及び約40万haの畑（全国の畑の約2割）に対する農業用水の安定供給機能等を確保
- 基盤整備の実施により対象農地の耕地利用率を平成27年度までに108%以上に向上
- 水田の汎用化のための整備により対象農地での麦・大豆の作付率を平成27年度までに17%以上に向上
- 湛水被害等の災害が発生するおそれのある農用地を平成27年度までに約10万ha減少

<主な内容>

1. 全面的な改築・更新から長寿命化対策への転換

（1）国が造成した基幹的水利施設における長寿命化対策の本格導入

国が造成した基幹的水利施設を対象に、施設の機能を長期にわたり保全するため、国が機能診断を行い、施設の長寿命化計画を策定した上で、補修・補強等を着実に実施することにより、一層の施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を推進する仕組みを構築します。

国営施設機能保全事業（公共）

国営かんがい排水事業 114,658（94,310）百万円の内数

国庫負担率：10/10、現行の国営かんがい排水事業と同率

事業実施主体：国

（2）機能低下が顕著な施設を対象に監視と補修・補強を行う制度の創設

国が造成し、既に機能低下が顕著な基幹的水利施設を対象に、国が施設機能の監視を行いつつ、補修・補強等を災害リスクの高い箇所から適時実施し、必要最小限の範囲で施設の機能維持を図ります。

特別監視制度（公共）

国営かんがい排水事業 114,658（94,310）百万円の内数

国庫負担率：現行の国営土地改良事業と同率

事業実施主体：国

- (3) 災害等のリスク回避と畑地かんがいを含めた農業用水の安定供給等を確保
施設の老朽化等による災害・事故発生リスクを回避するとともに、畑地かんがい用水を含め農業用水の安定供給等を確保します。

〔国営かんがい排水事業（公共） 114,658(94,310)百万円
国庫負担率：2/3等
事業実施主体：国〕

2. 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の推進

戸別所得補償制度の円滑な導入に必要な麦・大豆等の生産拡大を図るための農地の排水対策、農地を最大限活用し耕地利用率の向上を図るための条件整備等を早急に実施するとともに、島しょ部において、これと一体的に行われる国営事業により、主要なかんがい施設の整備を加速的に実施します。

〔戸別所得補償実施円滑化基盤整備（公共） 37,354(0)百万円〕

3. 安全・安心な農村の実現

我が国の食料供給上重要な農業地域等において、農地・農業用施設等に対する湛水被害や地すべり等の自然災害を未然に防止し、農業生産力の維持や農業経営の安定化、国土保全に資することを目的として、機能回復が必要な基幹的水利施設の整備・改修や地すべり防止施設の整備等を行います。

〔国営総合農地防災事業（公共） 16,792(14,619)百万円
国庫負担率：2/3等
事業実施主体：国〕
〔直轄地すべり対策事業（公共） 1,900(1,300)百万円
国庫負担率：2/3等
事業実施主体：国〕

4. 関連施策

(1) 戸別所得補償制度の推進や畑作農家の所得向上に必要な条件整備を支援

戸別所得補償制度の本格実施初年度にあたり、麦・大豆等の戦略作物等の生産拡大の支障となっている排水不良や、施設の老朽化等による用水の不足等に対応するため、暗渠排水、水路の緊急補修、畑地の土層改良等の整備を実施します。

〔戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 22,000(0)百万円
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良団体〕

(2) 地域共同による農地周りの水路等の保全管理と長寿命化の取組を支援

個々の農家での対応が困難なことから、現行の農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の実施によりこれまで地域共同で行ってきた資源の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う集落を直接交付により支援します。

〔農地・水保全管理支払交付金[所要額] 28,575(23,448)百万円
補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等）
事業実施主体：地域協議会、集落等〕

お問い合わせ先：

〔1及び4(1)の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6232(直))
2及び4(2)の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-6356(直))
3の事業 農村振興局防災課 (03-3502-6430(直))〕